

新規設立申請団体

顧問予定教職員 各位

代表学生 各位

第 50 期愛好会委員長 柴 楓

愛好会新設申請を行うにあたりご理解いただきたいこと

この度は 2024 年度愛好会団体新規設立への申請をありがとうございます。我々愛好会本部は、約の愛好会団体(サークル)を取りまとめ支援している学生が主体の組織です。愛好会本部一同、新設団体がより良い団体となるよう、またより良い活動が出来るように全力でサポートいたしますので、よろしくお付き合いください。つきましては、新規設立申請にあたり、下記の 1~3 項をご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1.1 年間は準公認団体(※)として活動いただきます。

・審査を無事に通過され、新設が認められた場合には「獨協大学学友会愛好会規約 第 33 に基づき、本年度中は「準公認団体」として活動していただくこととなります。

・1 年間の準公認団体期間に行われるいくつかの審査と、翌年 2 月の最終審査を通過された団体を次年度より「愛好会団体」として承認いたします。

・準公認団体期間に行う審査を通過できなかった団体は、今年度の新設団体への承認が認められません。その後、改めて新規設立を希望する場合には、次年度以降に再度ご申請ください。

・最終審査で通過できない団体の例としては、「指定された書類の未提出」、「提示された課題の未達」「毎月行う定例会への欠席」などが挙げられます。

2.顧問との良好な関係を継続してください。

顧問となっていたいただいた教職員と定期的に連絡ミーティングを設けるなど、団体の責任者であるとともに、団体に最も近い理解者であってもらえるような努力をしてください。

3.顧問教職員のみなさまへ

顧問をお引き受けくださいました教職員の皆さまには、心より御礼申し上げます。愛好会本部としましては、団体に所属する学生と顧問の協力があつてこそ有意義な活動ができると考えております。顧問教職員のみなさまには、当該団体に対するご指導・ご支援を切にお願い申し上げます。

以上

※準公認団体

新規設立し 1 年未満の団体を指す。基本的に愛好会団体と同じ扱いとなるが(新規設立ガイドライン参照)、助成金申請をすることはできない。また、愛好会本部がふさわしくないと判断した場合は解散を勧告し、応じない場合には廃部にすることができる。